

株 主 各 位

熊本県熊本市南熊本三丁目14番3号  
**株式会社トランスジェニック**  
代表取締役社長 是 石 匡 宏

## 第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月27日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 熊本県熊本市水前寺公園28番51号  
熊本テルサ 3階 「たい樹」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第9期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第9期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.transgenic.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国経済の減速感や継続的な原油価格の高騰などの懸念材料はあるものの企業収益の改善を背景に設備投資の増加と雇用環境の改善により、個人消費も堅調に推移するなど、景気は緩やかながら拡大基調にあります。一方、わが国の医薬品業界においては、「国際化」、「新薬開発」、「薬剤費抑制政策」が引続き大きな課題となっており、企業間競争は一層激化しており、製薬企業間の合併などの資本提携の動きも引続き活発なものがあります。

当連結会計年度は、遺伝子破壊マウス事業におきまして、製薬企業等からの依頼を受けて、特定遺伝子を破壊した遺伝子破壊マウスを作製する受託業務が製薬企業等のニーズに的確に応えることができ、順調にサービスの提供を拡大することができました。

また、当社グループが作製した生命資源を非独占的に情報提供するビジネスにつきまちは、可変型遺伝子トラップ法により大規模・網羅的に作製した遺伝子破壊マウス及び遺伝子破壊ES細胞のライブラリー「TG Resource Bank™」として、当社ウェブサイト上にて公開を開始いたしました。同ライブラリーには、現時点で、640系統の遺伝子破壊マウス及び2,000クローンの遺伝子破壊ES細胞に関する情報を公開し、これらの情報に伴うマテリアルの供給については、さきに締結した、日本チャールス・リバー株式会社との国内での代理店契約に加えて、国外はgenOway社（フランス）と業務提携を行うことに合意し国内外の販売供給網を整えました。これらの結果、遺伝子破壊マウス事業の売上高は284,264千円となりました。

抗体事業におきましては、尿サンプルによる癌診断に利用される高感度免疫学的測定系に関する特許が日本国内において成立したほか、GANP遺伝子改変マウスによる高親和性抗体作製技術（GANP®マウス技術）に関連する特許の一部が米国で成立するなど、知的財産権の確保が進んでおります。このような状況のもと、国内大手診断薬メーカーとの間でGANP®マウス技術のライセンス契約を複数、締結できるなど、ライセンス事業が進展いたしました。これらの結果、抗体事業の売上高は75,034千円となりました。

その他、国立大学法人より受託した遺伝子破壊マウスの作製、飼育管理業務による売上高及び子会社化した株式会社プライミューンの売上高など76,267千円を加えた結果、当連結会計年度の売上高につきましては435,567千円となりました。損益は、経常損失が682,049千円、当期純損失が664,241千円となりました。

なお、当期の配当については、誠に遺憾ながら見送らせていただきたいと存じます。

## ② 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は70,637千円であります。その主なものは神戸研究所内胚操作施設等の新設46,911千円及び研究用設備の追加取得21,705千円であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、株式会社プライミューンが有する組換えタンパク質生産・精製技術や遺伝子発現技術が、当社の展開する事業にとって重要であると判断したため、同社の株式の一部（88.5%）を取得し、子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第6期 平成16年3月期	第7期 平成17年3月期	第8期 平成18年3月期	第9期 (当連結会計年度) 平成19年3月期
売 上 高(千円)	—	640,195	—	435,567
当期純損失(千円)	—	1,357,306	—	664,241
1株当たり(円) 当期純損失	—	21.86	—	6,090.55
総 資 産(千円)	—	3,550,624	—	3,955,903
純 資 産(千円)	—	1,623,266	—	3,617,457
1株当たり(円) 純資産額	—	23.08	—	33,142.86

- (注) 1. 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第6期及び第8期については、連結計算書類を作成していないため、記載しておりません。
3. 平成18年9月30日付で当社発行済株式1,000株を1株に併合しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第6期 平成16年3月期	第7期 平成17年3月期	第8期 平成18年3月期	第9期 (当事業年度) 平成19年3月期
売 上 高(千円)	574,870	640,195	470,127	395,845
当期純損失(千円)	1,475,807	1,349,730	964,323	766,687
1株当たり(円) 当期純損失	25.04	21.74	11.71	7,029.89
総 資 産(千円)	2,620,177	3,620,893	5,138,875	3,958,949
純 資 産(千円)	1,857,070	1,693,714	4,418,444	3,621,480
1株当たり(円) 純資産額	31.26	24.08	40.51	33,206.01

- (注) 1. 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成18年9月30日付で当社発行済株式1,000株を1株に併合しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 プライミュン	22,000千円	88.5%	タンパク質生産・精製技術を応用した バイオ研究用試薬の開発、販売 タンパク質発現系基盤技術のライセン シング

### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき主要な課題等は以下のとおりであります。

#### ① 今後の事業展開について

##### イ. 創薬ターゲットの探索・同定に向けて

遺伝子破壊マウス事業におきましては、アステラス製薬株式会社及び住友化学株式会社への優先的な配列情報の開示が完了し、現在は表現型解析情報の提供、継続的使用権の許諾へ移行しております。この枠組みにおいて、創薬研究開発に有望な成果が得られ、すでに2件の共同による特許出願を行っており、将来のマイルストーンフィーやランニングロイヤリティを獲得する次なるステップが期待されます。

これにより、当社グループの遺伝子トラップ法を用いた創薬アプローチ手法が創薬標的の探索研究に有用であることを確信いたしました。今後、2社とのさらなる成果の追求を進めると同時に、独自技術である可変型遺伝子トラップ法を用いて作製した生命資源を活用し、自社での創薬ターゲットの探索・同定に取り組んでまいります。

すでに、当社グループでは、創薬研究や新規技術導入に特化した研究グループを設置し、遺伝子破壊マウスや遺伝子を破壊したES細胞（遺伝子破壊ES細胞）といった蓄積した生命資源について、表現型解析や臓器別タンパクレベル発現解析を実施することにより、創薬ターゲットの候補となる遺伝子の絞込みを行っております。今後は、プロテオーム解析等を用いてターゲットのさらなる絞込みを行い、これまでに培ったin vivo解析技術と拡充を進めているタンパク質関連技術（プロテインエンジニアリング）とを活かし、創薬ターゲットの同定に取り組んでまいります。

ロ. 「TG Resource Bank™」が保有する資源の使用権許諾ビジネス

優先的な配列情報開示が完了したことに伴い、当社グループは、自社での創薬ターゲットの探索・同定に取り組むとともに、これまで行ってきた非独占での情報提供サービスを統合し、新たな枠組みでビジネスを立ち上げてまいります。当社グループが作製した生命資源を非独占的に提供するビジネスにつきましては、可変型遺伝子トラップ法により大規模・網羅的に作製した遺伝子破壊マウス及び遺伝子破壊ES細胞のライブラリー「TG Resource Bank™」として、当社ウェブサイト上にて公開を開始いたしました。同ライブラリーには、現時点で、640系統の遺伝子破壊マウス及び2,000クローンの遺伝子破壊ES細胞に関する情報を公開し、国内外の製薬企業、研究機関等が自由に閲覧することが可能となっております。

遺伝子破壊マウスのライブラリー情報にご興味いただいた顧客に対しては、有償にて遺伝子破壊マウスの使用権許諾を行ってまいります。遺伝子破壊ES細胞のライブラリー情報にご興味いただいた顧客に対しては、有償にて遺伝子破壊ES細胞を選択のうえ、当社グループが遺伝子破壊マウスを作製し、作製できた段階で使用権許諾を行ってまいります。また、当社グループはマウスの増産や追加試験・解析等の依頼があれば、これに応えてまいります。

これらの情報に伴うマテリアルの供給については、国内は日本チャールス・リバー株式会社と代理店契約を締結し、国外はgenOway社（フランス）と業務提携を行うことに合意し国内外の販売供給網を整えました。

また、総合商社など幅広い営業チャンネルを持つ企業等との提携などを通じて、保有する情報の解析を深め、顧客の特定や利用方法の提案を行うなど、顧客となりうる研究者への周知を図ってまいります。これらの施策により、潜在的なニーズが喚起されること等から、これらに伴う収益が増加するものと期待しております。

今後は「TG Resource Bank™」の認知度を向上させ、顧客のニーズに合致した情報の提供を行っていくことが課題と認識しております。

ハ. タンパク質関連技術プラットフォームの拡充

当社グループでは、有用性の高い抗原の探索を行い、ポリクローナル抗体及びモノクローナル抗体の作製及び製品化を続けています。これらの抗体は、タンパク質の機能解析に用いられる基礎研究用試薬として有用であり、近年は診断薬や医薬品を目指した研究開発も盛んに行われています。

これら従来から行っている研究用試薬としての製品開発に加えて、抗体医薬や診断薬を開発する製薬会社、診断薬メーカー等に対して、GANP<sup>®</sup>マウス技術で開発した抗体及び技術自体のライセンス事業を実施し、将来のライセンス収入の基盤を構築しております。

さらに、当社グループは、より有用性の高い抗体作製技術を開発することを目的として有限会社行動医科学研究所よりDNA免疫法による抗体作製技術を導入いたしました。今後は本技術とGANP<sup>®</sup>マウス技術とを組み合わせることによって試薬・診断薬・医薬への応用を目指してまいります。

また、当社グループは、タンパク質関連技術の拡充を目的として、株式会社プライミュンを昨年5月にグループ会社化し、バイオ医薬品の開発、製造において基盤技術となる遺伝子発現、組換えタンパク質生産・精製技術を導入いたしました。

さらに、本年4月には広島大学及び財団法人ひろしま産業振興機構より、IR/MARベクターと目的遺伝子を哺乳動物細胞に導入し指数的に遺伝子を増幅させることで大量にタンパク質を発現させる画期的な技術を導入し、事業化いたしました。

本技術は、バイオ医薬品、食品加工用酵素、化粧品原料、研究用試薬などのタンパク質製品の工業生産ならびにタンパク質の構造や生理機能の研究に利用可能なものであり、今後は本技術を用いたタンパク質高発現細胞の作製受託・販売ならびに本技術のサブライセンスなどの事業を開始いたします。

このように当社グループは他社からの技術導入も含めて抗体作製技術を起点としたタンパク質関連の技術プラットフォームの構築を積極的に進めており、短期的な収益基盤としながら、長期的な研究開発にも大いに活用してまいります。

## 二. 創薬関連サービスのラインアップの拡充

当社グループは、当社グループが持つ国内製薬企業・研究機関に対する営業ネットワークを有効に活用し、創薬関連サービスのラインアップを拡充するため海外企業の代理店業務にも積極的に取り組んでおります。

ヒト組織マイクロアレイなどの製品ならびにこれらの関連受託サービスを販売・提供するTristar社(米国)や創薬ターゲットの探索や同定に有益な遺伝子破壊マウス及びその関連サービスを企業・研究機関に供給する米国の代表的な企業であるDeltagen社などと代理店契約を締結し、さらなる収益獲得機会の拡充に取り組んでおります。

## ② 海外市場への展開について

今後、事業規模をより一層拡大していくためには、国内の製薬企業や研究機関のみならず、グローバルに情報を提供することが重要であります。海外展開を行うためには、商社等とのタイアップや海外企業との事業提携が重要であると考えております。

現在、商社等との代理店契約締結による、海外企業へのサービス提供にとどまらず、gen0way社（フランス）との業務提携のような海外企業との事業提携についても検討しております。

## ③ 知的財産戦略について

当社グループは、創薬ターゲットを探索している製薬企業に数多くの有益な研究材料や創薬シーズ、技術情報、知的財産を提供することにより、パートナー企業とともにゲノム創薬の発展に貢献したいと考えております。当社グループでは、研究開発の早期段階における積極的な技術導入を行い、付加価値の高い技術や知的財産に育て、製薬企業等にこれらの技術から生まれた製品、知的財産や技術情報のライセンス事業を展開しております。研究開発の早期段階での技術導入により、その技術が公開される前に確実な知的財産権の確保や戦略的な事業展開を可能とします。

今後は、豊富な実験データに裏付けられた強い特許、将来のマーケティングを見据えた特許網の構築、より価値のある製品をカバーする特許とすべく、事業戦略、研究開発戦略と融合させた特許戦略を展開してまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

事業区分	事業内容
遺伝子破壊マウス事業	遺伝子破壊マウスに関する情報の独占的・非独占的使用権許諾、遺伝子改変マウス作製・マウス表現型解析等の実験動物に関する受託
抗体事業	抗体製品の開発・製造及び販売、高親和性抗体の作製技術に関する使用権許諾、抗体・タンパク質関連の受託
その他事業	飼育管理業務受託、タンパク質生産・精製技術を応用したバイオ研究用試薬の開発及び販売、生殖工学技術研修

(6) 主要な事業所（平成19年3月31日現在）

本社	熊本県熊本市南熊本三丁目14番3号
福岡支店	福岡市中央区
神戸研究所	神戸市中央区
宇土研究所	熊本県宇土市
東京オフィス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
45名	—

(注) 1. 使用人数には、当社グループ外から当社グループへの出向者（1名）を含みません。

なお、使用人数には、契約社員6名、パート1名は含まれておりません。

2. 前連結会計年度は連結計算書類を作成しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	1名減	33.4歳	3.8年

(注) 使用人数には、社外から当社への出向者（1名）を含みます。

なお、使用人数には、契約社員6名、パート1名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借入先	借入額
商工組合中央金庫	214,000千円

(注) 平成19年4月12日をもって、全額返済しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 436,301株
- ② 発行済株式の総数 109,075株
- ③ 株主数 13,841名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主  
該当事項はありません。

（参考）主要な株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 （ 株 ）	出 資 比 率 （ % ）
是 石 匡 宏	3,920	3.59
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,350	1.23
モルガン・スタンレー証券株式会社	1,272	1.16
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	1,050	0.96
大阪証券金融株式会社（業務口）	949	0.87
ユービーエスエイジーロンドンアジア エ ク イ テ イ ー ズ	916	0.83
電 源 開 発 株 式 会 社	900	0.82
S B I イ ー ・ ト レ ー ド 証 券 株 式 会 社 自 己 融 資 口	800	0.73
佐 賀 芳 行	800	0.73
ドイチェバンクアーゲーロンドン610	794	0.72
計	12,751	11.69

（注）出資比率は自己株式（14株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年3月31日現在）

発行決議の日	平成14年5月30日	平成15年6月27日
新株予約権の数	450個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,350株 (新株予約権1個当たり3株)	普通株式 1,000株 (新株予約権1個当たり1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり134,000円	1株当たり160,000円
新株予約権の行使期間	平成16年5月30日から 平成24年5月29日まで	平成17年6月28日から 平成25年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,000円 資本組入額 67,000円	発行価格 160,000円 資本組入額 80,000円
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権割当対象者間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる	当社と新株予約権割当対象者間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
	保有者数 1名	保有者数 4名
	保有数 450個	保有数 1,000個
	目的である株式の数 1,350株	目的である株式の数 1,000株

(注) 新株引受権方式のストックオプションに関する事項については、貸借対照表の注記に記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代 表 取 締 役 社 長	是 石 匡 宏	株式会社プライムユニオン代表取締役社長
専 務 取 締 役	田 中 淳	
取 締 役	佐 藤 道 太	事業推進本部長
取 締 役	山 村 研 一	熊本大学生命資源研究・支援センター長
常 勤 監 査 役	松 尾 靖 彦	
監 査 役	遠 藤 了	株式会社サンライズ・アカウンティング・ インターナショナル代表取締役社長
監 査 役	梶 間 俊 男	

- (注) 1. 常勤監査役松尾靖彦氏、監査役遠藤了氏及び監査役梶間俊男氏は、社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る会社役員 の 重要な兼職状況
- ・ 専務取締役田中淳氏は、株式会社プライムユニオンの取締役を兼務しております。
  - ・ 取締役佐藤道太氏は、株式会社プライムユニオンの取締役を兼務しております。
3. 監査役遠藤了氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 監査役遠藤了氏は、公認会計士の資格を有しております。

#### ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (一名)	78,024千円 ( 一 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 ( 3名)	19,008千円 (19,008千円)
合 計	7名	97,032千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会の決議（平成12年11月10日改定）による取締役報酬限度額は月額20,000千円であり、株主総会の決議（平成12年11月10日改定）による監査役報酬限度額は月額10,000千円であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・ 監査役遠藤了氏は、株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナルの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナルとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（4回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 松尾靖彦	12回	80.0%	4回	100.0%
監査役 遠藤了	11回	73.3%	4回	100.0%
監査役 梶間俊男	14回	93.3%	4回	100.0%

- ・ 取締役会及び監査役会における発言状況

- i 常勤監査役松尾靖彦氏は、主に長年に渡る起業化指導の経験に基づく発言を行っております。
- ii 監査役遠藤了氏は、主に公認会計士としての専門的見地に基づく発言を行っております。
- iii 監査役梶間俊男氏は、主に長年に渡る製薬企業での経験に基づく発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社都合の場合のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の同意を得て、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。また、監査役会は、会計監査人に法定の解任事由があると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

公正かつ透明な企業活動を目的とすることを経営の基本方針とし、全ての役員及び使用人はその根幹となるコーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識したうえで、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の向上に努める。

コーポレート・ガバナンスの仕組みを構築するにおいて、経営監督機能と業務執行機能の明確化を基本としつつ、意思決定の迅速化・透明性の向上を図ることを目標とする。当社を取り巻く株主、債権者、取引先などの利害関係者を意識しており、社会を構成する一員としての当社の位置づけを考慮する。

また、当社は、コンプライアンスの責任者として、担当役員を選定し、担当役員の指示により管理部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備に当たる。コンプライアンス・プログラムを策定し、役員及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営に当たるよう、研修などを通じ指導する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の執行に係る情報については、重要な意思決定及び報告に関し、法令及び「取締役会規程」、「稟議規程」等の規程に基づき、文書等の作成を行い保存する。

情報の管理については、「情報管理規程」、「文書管理規程」等により基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

多様なリスクの特性に応じ、状況を正確に分析・把握し、リスクを適切にコントロールすることによって、経営の健全化と収益基盤の安定化を確保することが重要課題であると認識する。

個別具体的なリスクに関しては、既存の「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」等に加え、各事業部において、その有するリスクの洗い出しを行い、マニュアルなど整備し、リスクの軽減などに取り組む。

リスク管理の中でも当社の最も重要な経営資源である「情報」に関しては、「情報管理規程」により徹底した管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月定例で、あるいは必要に応じて開催される取締役会において、会社の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。そのほか、当社は意思決定の迅速化と業務執行単位の意思疎通を主な目的として、取締役及び部長相当職以上による経営会議を随時開催する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。

⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社から当社への事前協議事項や報告事項を定め、適切な管理を行う。また、当社の内部監査担当部門による監査や当社監査役による監査によって、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、子会社の業務執行の適正性の確保を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、代表取締役は内部監査担当部門員を指名する。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役員及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

監査の実施に当たり必要と認めるときは、各監査役は自らの判断で、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

- ① 基本方針の内容

当社は「生物個体からゲノムにいたる生命資源の開発を通じて基盤研究および医学・医療の場に遺伝情報を提供し、その未来に資するとともに世界の人々の健康と豊かな生活の実現に貢献する」を経営理念とし、主として遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業を展開するバイオベンチャーであります。これらの事業は、生命資源を取り扱うことや日進月歩で技術革新が進む事業分野であることから、高い倫理観やバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウが要求されます。

従って、当社の経営には上記のような事業特性を前提とした経営のノウハウならびにバイオ関連ビジネスに関する高度な知識、技術、経験を有する使用人、大学・企業との共同研究先及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が不可欠であると考えております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は、株主、投資家の自由意思に委ねられるべきものと考えており、特定の者の大規模買付行為においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有される当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社の事業に対する理解なくして行われる当社株式の大規模買付行為がなされた場合には当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、定時株主総会で株主の皆様の合理的な意思の確認ができることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を決定いたしました。同買収防衛策の導入は、平成18年6月28日開催の当社第8期定時株主総会にてご承認をいただいております。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

- イ. 当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ロ. 当社取締役会は、上記②の取組みは、あくまで株主の皆様の自由な意思決定を行うための前提となる必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、現経営陣の保身に利用されることや不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害は生じないものと考えております。

## 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,042,176	流動負債	338,446
現金及び預金	992,944	短期借入金	214,000
売掛金	68,418	未払金	67,955
有価証券	1,899,029	未払法人税等	6,512
たな卸資産	40,894	その他	49,978
その他	40,967		
貸倒引当金	△77		
固定資産	913,726	負債合計	338,446
有形固定資産	578,998	(純資産の部)	
建物及び構築物	416,456	株主資本	3,614,593
機械装置及び運搬具	41,825	資本金	4,855,225
工具器具及び備品	120,716	利益剰余金	△1,238,849
無形固定資産	226,473	自己株式	△1,782
のれん	209,522	少数株主持分	2,864
その他	16,951		
投資その他の資産	108,254	純資産合計	3,617,457
投資有価証券	59,638		
その他	48,615		
資産合計	3,955,903	負債純資産合計	3,955,903

## 連 結 損 益 計 算 書

（ 自 平成18年 4 月 1 日 ）  
（ 至 平成19年 3 月 31 日 ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		435,567
売 上 原 価		229,156
売 上 総 利 益		206,410
販売費及び一般管理費		877,340
営 業 損 失		670,929
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,211	
受 取 配 当 金	800	
補 助 金 収 入	24,745	
そ の 他 営 業 外 収 益	3,088	33,844
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,622	
持分法による投資損失	34,440	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,900	44,964
経 常 損 失		682,049
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	17,840	
持分変動損益	9,583	27,423
特 別 損 失		
固定資産除却損	2,438	2,438
税金等調整前当期純損失		657,064
法人税、住民税及び事業税		6,811
少数株主利益		365
当 期 純 損 失		664,241

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成18年 4月 1日）  
（至 平成19年 3月 31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	4,855,225	4,917,755	△5,492,363	△1,782	4,278,834
連結会計年度中の変動額					
欠損てん補のための資本剰余金の取崩し（注）		△4,917,755	4,917,755		—
当期純損失			△664,241		△664,241
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△4,917,755	4,253,513	—	△664,241
平成19年3月31日残高	4,855,225	—	△1,238,849	△1,782	3,614,593

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高	30,276	30,276	—	4,309,111
連結会計年度中の変動額				
欠損てん補のための資本剰余金の取崩し（注）				—
当期純損失				△664,241
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△30,276	△30,276	2,864	△27,412
連結会計年度中の変動額合計	△30,276	△30,276	2,864	△691,653
平成19年3月31日残高	—	—	2,864	3,617,457

（注）平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社プライミュン

すべての子会社を連結しております。

なお、株式会社プライミュンにつきましては、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・持分法適用の関連会社の名称 株式会社エコジェノミクス  
株式会社イムノキック

すべての関連会社について持分法を適用しております。

なお、株式会社エコジェノミクス及び株式会社イムノキックにつきましては、連結計算書類の作成に伴い、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社株式会社プライミュンの決算日については、当連結会計年度より7月31日から3月31日に変更しております。

連結計算書類の作成に当たって、当該会社については、株式取得月から連結決算日までの11ヶ月間の財務諸表を使用しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの 移動平均法による原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・仕掛品 個別法による原価法
  - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 10～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 7～17年  |
| 工具器具及び備品  | 4～15年  |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 重要なリース取引の処理方法  
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
 全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれんの償却に関する事項  
 のれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 389,173千円

(2) 新株引受権

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権

① 平成12年11月10日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 195株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり17,000円
新株引受権の行使期間	平成14年12月13日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

② 平成13年2月8日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 48株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり67,000円
新株引受権の行使期間	平成15年2月10日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

③ 平成14年3月27日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 579株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり134,000円
新株引受権の行使期間	平成16年3月27日から 平成24年3月26日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

(3) 偶発債務

- ① 当社グループは株式会社バナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約（契約期間10年）を締結しております。当該契約によれば、当社グループもしくはバナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成19年3月31日現在における契約費用の残金は、224,059千円であります。
- ② 当社グループはCollectis S.A. 社よりライセンス許諾に係る通知を受取っております。これに関して、同社に対し、ライセンス費用を負担する可能性があります。現時点では損益に与える影響額を見積もることは困難であり、当連結計算書類には反映しておりません。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	109,075,446株	一株	108,966,371株	109,075株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少108,966,371株は、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議により、平成18年9月30日付で1,000株を1株に株式併合したことによるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,192株	一株	14,178株	14株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少14,178株は、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議により、平成18年9月30日付で1,000株を1株に株式併合したことによるものであります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成12年11月10日 臨時株主総会特別決議分	平成13年2月8日 臨時株主総会特別決議分	平成14年3月27日 臨時株主総会特別決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	195株	48株	579株

	平成14年5月30日 臨時株主総会特別決議分	平成15年6月27日 定時株主総会特別決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,926株	1,356株

**4. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	33,142円86銭
(2) 1株当たり当期純損失	6,090円55銭

**5. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,016,379	流動負債	337,469
現金及び預金	974,252	短期借入金	80,000
売掛金	64,901	1年内返済予定長期借入金	134,000
有価証券	1,899,029	未払金	67,285
たな卸資産	37,244	未払費用	24,334
前払費用	22,263	未払法人税等	6,481
未収消費税等	7,816	前受金	23,100
その他	10,947	その他	2,268
貸倒引当金	△75		
固定資産	942,569	負債合計	337,469
有形固定資産	578,998	(純資産の部)	
建物	396,245	株主資本	3,621,480
構築物	20,210	資本金	4,855,225
機械及び装置	41,825	利益剰余金	△1,231,962
工具器具及び備品	120,716	その他利益剰余金	△1,231,962
無形固定資産	16,951	繰越利益剰余金	△1,231,962
ソフトウェア	14,961	自己株式	△1,782
その他	1,989	純資産合計	3,621,480
投資その他の資産	346,619		
投資有価証券	24,478		
関係会社株式	273,525		
敷金	18,215		
その他	30,400		
資産合計	3,958,949	負債純資産合計	3,958,949

# 損 益 計 算 書

（自 平成18年 4月 1日）  
（至 平成19年 3月 31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		395,845
売 上 原 価		220,635
売 上 総 利 益		175,209
販売費及び一般管理費		856,557
営 業 損 失		681,348
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	1,374	
補 助 金 収 入	24,745	
そ の 他 営 業 外 収 益	24,007	50,126
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,954	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,743	9,698
経 常 損 失		640,919
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	17,840	17,840
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,438	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	134,564	137,002
税 引 前 当 期 純 損 失		760,082
法人税、住民税及び事業税		6,604
当 期 純 損 失		766,687

## 株主資本等変動計算書

（自 平成18年 4月 1日）  
（至 平成19年 3月 31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他	利益剰余金合計		
				利益剰余金繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	4,855,225	4,917,755	4,917,755	△5,383,031	△5,383,031	△1,782	4,388,167
事業年度中の変動額							
欠損てん補のための資本準備金の取崩し(注)		△4,917,755	△4,917,755	4,917,755	4,917,755		—
当期純損失				△766,687	△766,687		△766,687
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△4,917,755	△4,917,755	4,151,068	4,151,068	—	△766,687
平成19年3月31日残高	4,855,225	—	—	△1,231,962	△1,231,962	△1,782	3,621,480

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	30,276	30,276	4,418,444
事業年度中の変動額			
欠損てん補のための資本準備金の取崩し(注)			—
当期純損失			△766,687
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△30,276	△30,276	△30,276
事業年度中の変動額合計	△30,276	△30,276	△796,963
平成19年3月31日残高	—	—	3,621,480

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券        | 償却原価法（定額法）   |
| ② 子会社株式及び関連会社株式    | 移動平均法による原価法  |
| ③ その他有価証券          |  |
| ・ 時価のあるもの          | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理をし、売却原価は移動平均法により算定しております）   |
| ・ 時価のないもの          | 移動平均法による原価法<br>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 |  |
| ・ 仕掛品              | 個別法による原価法  |
| ・ 貯蔵品              | 最終仕入原価法による原価法  |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |   |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 建物（附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|          | 建物 10～38年   |
|          | 構築物 15年   |
|          | 機械及び装置 7～17年  |
|          | 工具器具及び備品 4～15年  |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。     |

#### (3) 引当金の計上基準

- |       |   |
|-------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
|-------|---|

#### (4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (6) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。
- (7) 会計方針の変更  
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）  
当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。  
従来の資本の部の合計に相当する金額は、3,621,480千円であります。  
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 389,173千円
- (2) 新株引受権

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第2項の規定に基づく特別決議による新株引受権

① 平成12年11月10日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 195株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり17,000円
新株引受権の行使期間	平成14年12月13日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

② 平成13年2月8日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 48株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり67,000円
新株引受権の行使期間	平成15年2月10日から 平成22年10月31日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

③ 平成14年3月27日の臨時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

新株引受権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 579株
新株引受権の行使の際の払込金額	1株当たり134,000円
新株引受権の行使期間	平成16年3月27日から 平成24年3月26日まで
新株引受権の行使条件	当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「ストックオプション付与契約書」の定めるところによる
新株引受権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡買入を禁ずる

(3) 偶発債務

- ① 当社は株式会社パナファーム・ラボラトリーズとの間で遺伝子破壊マウスの飼育管理等に係る長期の委託契約（契約期間10年）を締結しております。当該契約によれば、当社もしくはパナファーム社の一方が契約期間満了前に契約の中止を申し入れた場合には、相手方は契約費用の残金を限度として賠償を請求できることとなっております。なお、平成19年3月31日現在における契約費用の残金は、224,059千円であります。
- ② 当社はCollectis S.A. 社よりライセンス許諾に係る通知を受取っております。これに関して、同社に対し、ライセンス費用を負担する可能性があります。現時点では損益に与える影響額を見積もることは困難であり、当計算書類には反映しておりません。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 1,590千円
- ② 短期金銭債務 5,875千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他

3,115千円

営業取引以外の取引高

18,964千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	14,192株	一株	14,178株	14株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少14,178株は、平成18年6月28日開催の定時株主総会議により、平成18年9月30日付で1,000株を1株に株式併合したことによるものであります。

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与

3,933千円

関係会社株式評価損

54,364千円

繰越欠損金

2,301,922千円

その他

906千円

繰延税金資産小計

2,361,127千円

評価性引当額

△2,361,127千円

繰延税金資産合計

一千円

### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
工具器具及び備品	14,772千円	7,840千円	6,931千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内

2,806千円

1年超

4,474千円

合計

7,280千円

**7. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	33,206円01銭
(2) 1株当たり当期純損失	7,029円89銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 尾	政 治 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	竹 之 内	高 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トランスジェニックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月8日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松尾	政治	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内	高司	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランスジェニックの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月14日

株式会社トランスジェニック 監査役会

常勤監査役 松 尾 靖 彦 ㊟

監 査 役 遠 藤 了 ㊟

監 査 役 梶 間 俊 男 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条に規定する「目的」につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 株主総会における取締役の解任によるコントロールを通じ、会社のガバナンスの向上を図ることを目的として、取締役解任決議にかかる決議要件を特別決議から普通決議へと変更するため、現行定款第18条に規定する「解任方法」を削除するものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、試薬品の開発、製造、販売</p> <p>2. 実験用動物の開発、販売 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>3. 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p>4. 前各号に付帯する教育、指導、一般労働者派遣業務および特定労働者派遣業務</p> <p>5. 前各号に付帯する一切の業務 (<u>解任方法</u>)</p> <p>第18条 <u>取締役は、株主総会の決議により解任することができる。</u></p> <p>② <u>取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第19条 } (条文省略)</p> <p>第36条</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医薬品、試薬品、<u>医薬部外品および化粧品</u>の開発、製造、<u>輸出入</u>ならびに販売</p> <p>2. 実験用動物の開発および販売</p> <p>3. <u>分析機器および検査機器</u>の開発、製造、<u>輸出入</u>ならびに販売</p> <p>4. <u>前各号に付帯する特許権、実用新案権等知的財産権の取得、保有、運用、賃貸借、販売、管理および使用権許諾業務</u></p> <p>5. 前各号に付帯するコンサルティング業務</p> <p>6. 前各号に付帯する教育、指導、一般労働者派遣業務、<u>特定労働者派遣業務および有料職業紹介業務</u></p> <p>7. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(削 除)</p> <p>第18条 } (現行どおり)</p> <p>第35条</p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	是石匡宏 (昭和40年4月16日生)	平成10年10月 監査法人トーマツ入所 平成12年6月 当社入社取締役 平成15年4月 専務取締役 平成15年12月 代表取締役社長（現任） 平成18年5月 株式会社プライムユニオン代表取締役社長（現任）  (他の法人等の代表状況) 株式会社プライムユニオン代表取締役社長	3,920株
2	田中淳 (昭和36年6月11日生)	昭和59年4月 大正海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社  昭和63年10月 キリンビール株式会社入社 平成13年9月 当社入社管理部統括リーダー  平成14年3月 取締役管理部長 平成15年4月 取締役 平成16年6月 専務取締役（現任） 平成18年5月 株式会社プライムユニオン取締役（現任）	23株
3	佐藤道大 (昭和45年5月3日生)	平成7年4月 株式会社ジャパンエナジー入社 平成11年4月 当社入社 平成15年4月 執行役員事業推進本部長 平成16年6月 取締役事業推進本部長（現任） 平成18年5月 株式会社プライムユニオン取締役（現任）	38株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
4	山 村 研 一 (昭和23年10月10日生)	昭和53年3月 大阪大学医学研究科博士課程修了 昭和53年4月 富山医科薬科大学(現富山大学)和漢薬研究所助手 昭和53年10月 米国エール大学生物学部研究員 昭和56年4月 大阪大学医学部助手 昭和59年7月 大阪大学医学部講師 昭和61年4月 熊本大学医学部教授 熊本大学発生医学研究センター教授(現任) 平成10年4月 熊本大学動物資源開発研究センター長 平成14年8月 当社取締役(現任) 平成14年11月 熊本大学副学長 平成18年10月 熊本大学生命資源研究・支援センター長(現任) (他の法人等の代表状況) 熊本大学生命資源研究・支援センター長	65株

(注) 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、光安直樹氏を第1順位とし、久保田昭氏を第2順位といたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	光安直樹 (昭和33年3月2日生)	昭和55年4月 日本ラヂエーター株式会社 (現カルソニックカンセイ株式会社) 入社 平成4年4月 トヨタ自動車九州株式会社 入社 平成9年10月 監査法人トーマツ入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成16年8月 光安会計・労務事務所開設 (現任) 平成17年11月 株式会社アイフリーク監査 役就任(現任)	—
2	久保田 昭 (昭和32年4月10日生)	昭和59年10月 中央会計事務所入所 昭和63年8月 公認会計士登録 平成15年7月 株式会社和陽インターナ ショナル・コンサルティング (現株式会社サンライズ・アカ ウンティング・インターナ ショナル) 入社 平成18年7月 株式会社サンライズ・アカ ウンティング・インターナ ショナルコンサルティング 部長就任(現任)	—

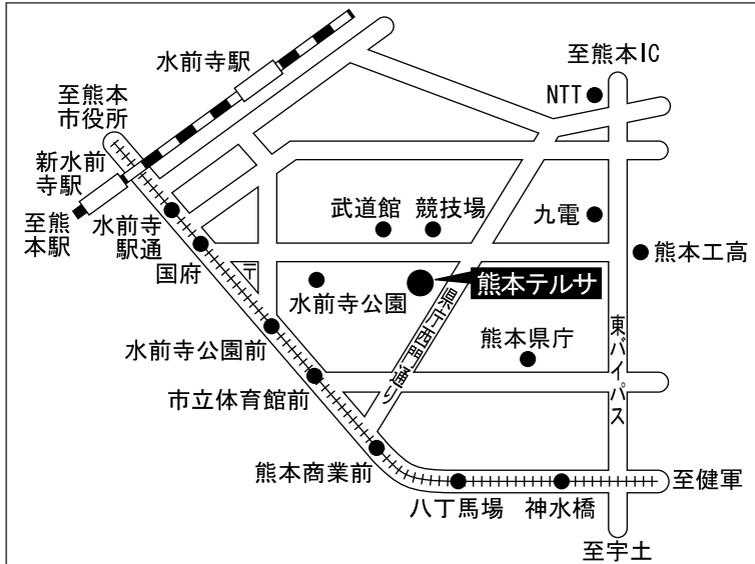
- (注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 光安直樹氏及び久保田昭氏は、社外監査役の候補者であります。  
3. 光安直樹氏及び久保田昭氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者とするものであります。

4. 光安直樹氏及び久保田昭氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断するものであります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 熊本県熊本市水前寺公園28番51号  
熊本テルサ 3階 「たい樹」  
TEL (096)-387-7777(代表)



### 交通のご案内

- 交通センターよりバス25分  
市営バス 県1・県2・県3 (27番乗場) にて「熊本テルサ前」下車
- JR熊本駅より車25分
- JR水前寺駅より車5分
- 熊本空港より車30分
- 熊本ICより車20分
- 市電「市立体育館前」電停より徒歩10分